

事業再構築計画策定費用補助金 (第6回)



公募期間

令和5年2月6日(月)～3月3日(金)

※電子メールでの提出先アドレス：a3770-16@pref.saitama.lg.jp

対象者

- ①県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること
- ②組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること
- ③国の事業再構築補助金の補助対象者であること
- ④国の事業再構築補助金（第9回）の申請者であること
- ⑤補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

補助対象 経費

国の事業再構築補助金（第9回）の計画策定支援業務について、専門家（中小企業診断士、税理士、公認会計士、行政書士、コンサルタント等）に依頼する場合に要する費用

※補助金交付申請前に支払が完了しているものは対象外です。

補助事業 期間

補助金交付決定日～令和5年3月31日(金)

※ただし、事前着手等（契約・発注等、支払は含まれません）が必要であると認められる場合は、令和3年12月22日(水)まで遡及して補助対象にできます。

補助率 上限額

- ①補助率：補助対象経費の2分の1
- ②補助上限額：25万円

必要書類

埼玉県の「事業再構築等に取り組む中小企業等への支援について」のページからダウンロードしてください。

埼玉県 事業再構築 🔍

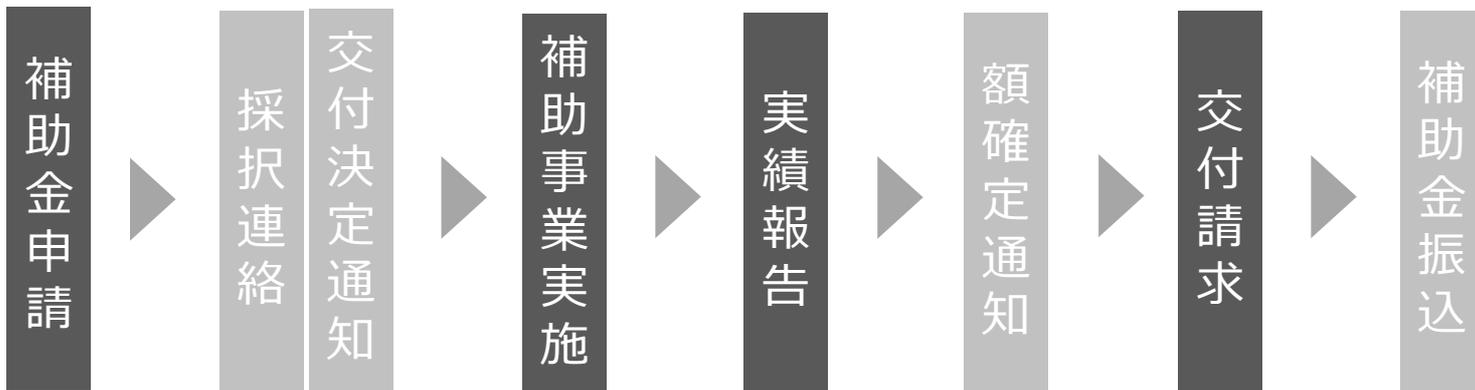


問合せ先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階
電話：048-830-3910
当補助金専用メールアドレス：a3770-16@pref.saitama.lg.jp



申請後の流れ



※実績報告は、補助事業完了後30日以内または令和5年3月31日のいずれか早い日までをお願いします。

よくあるご質問

- Q 補助金の交付決定件数は何件程度を予定していますか。
A 予算の範囲内で交付決定をすることとしております。第6回公募で50件程度を想定しておりますが、申請者数や申請額等により交付決定件数は変動することとなります。
- Q 計画策定支援を依頼する専門家は、国の事業再構築補助金における認定経営革新等支援機関でなければならないのですか。
A 必ずしも認定経営革新等支援機関であることは要しませんが、認定経営革新等支援機関に準じた専門的な資格や実績等を持っている方である必要があります。なお、計画策定支援の中に計画書の作成代行が含まれる場合、行政書士の資格を有していない専門家が有償で作成代行を行うと、行政書士法に抵触するおそれがあるため、御留意ください。
- Q 本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。
A 補助を受けようとする対象経費について、類似する他の補助金との重複利用は認められません。
- Q 国の事業再構築補助金（第9回）に申請したが、不採択になった場合には、補助金は返還しなければならないのでしょうか。
A 国の事業再構築補助金（第9回）に申請した場合には、不採択であっても返還の必要はありません。

〔参考〕 国の事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った「事業再構築」（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編等）を支援する補助金です。

- 第9回公募補助金額：100万円～1.5億円
（補助額は、事業再構築補助金の枠によって異なります）

- 第9回公募締切り：3月24日18:00

※詳細は以下の事業再構築補助金のホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

事業計画の策定支援を含まない申請支援業務は対象になりません。



公募要領等をよく御確認の上、申請をお願いします。

埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

